

法務省民二第606号
令和4年6月7日

法務局長 殿
(東京及び名古屋。東京は参考送付)
地方法務局長 殿
(静岡、長野及び名古屋法務局管内)

法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について(通知)
標記の件について、別紙甲号のとおり中部電力株式会社代表取締役から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

令和4年5月30日

法務省民事局
民事第二課長 [REDACTED] 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役 [REDACTED]

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項の変更について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社におきましては、登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項につきまして、平成27年12月1日付法務省民二第774号にてご教示を賜っております。

おかげをもちまして、発電設備等の用に供するための用地買収および地役権設定等に関する登記申請について当社代表取締役から水力センター所長等出先機関の長に委任事項を包括的なものにした委任状を交付し、これを使用した登記の申請を行うことにより、登記申請業務の合理化、迅速化が大いにはかれております。

つきましては、業務の簡素化を一層推進するため、今後この包括委任状の事項を下記のとおり変更し、別紙様式の委任状を使用して登記申請を行うことといたしたいと考えますので、ご多忙中恐縮ではありますが、なにぶんのご教示を賜りたく、ご照会申し上げます。

なお、差し支えない場合は、名古屋法務局および同局管内地方法務局ならびに静岡地方法務局および長野地方法務局の登記官に周知方お取り計らいくださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

2. 中部電力株式会社を登記権利者とする地役権及び地上権の設定，変更，更正の登記（仮登記を含む。）及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の設定契約，変更契約，登記の抹消契約の締結

4. 中部電力株式会社を登記義務者とする地役権及び地上権の設定，変更，更正の登記及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の設定契約，変更契約，登記の抹消契約の締結

以上

委 任 状

(所在地)

中部電力株式会社

(出先機関の長) ○○ ○○

私は上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

1. 中部電力株式会社を登記権利者とする土地について、所有権移転の登記（仮登記を含む。）の申請及び中部電力株式会社を買主とする土地売買契約の締結
2. 中部電力株式会社を登記権利者とする地役権及び地上権の設定、変更、更正の登記（仮登記を含む。）及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の設定契約、変更契約、登記の抹消契約の締結
3. 中部電力株式会社を登記義務者とする土地について、所有権移転の登記の申請及び中部電力株式会社を売主とする土地売買契約の締結
4. 中部電力株式会社を登記義務者とする地役権及び地上権の設定、変更、更正の登記及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の設定契約、変更契約、登記の抹消契約の締結
5. 中部電力株式会社を地役権者とする地役権及び中部電力株式会社を地上権者とする地上権が設定されている土地の所有権を中部電力株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権及び地上権の登記の抹消の申請並びに当該地役権及び地上権が権利の混同により消滅したことの証明
6. 中部電力株式会社を借主とする土地賃貸借契約の締結
7. 中部電力株式会社を貸主とする土地建物賃貸借契約の締結
8. 中部電力株式会社所有の土地について、分筆、合筆及び更正、変更の登記の申請
9. 中部電力株式会社を地役権者とする不動産登記令別表の八の項添付情報欄口及び同令別表の九の項添付情報欄に基づく地役権設定の範囲を証する情報及び図面の作成
10. 中部電力株式会社が所有する土地及び権利を有する土地について、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請
11. 上記の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は未使用証明の請求とその受領
12. 上記の登記の登記識別情報及び登記完了証の受領並びに委任状及び資格証明書の原本還付請求及びその受領
13. 上記の登記の電子申請における登記識別情報の暗号化及び復号に関する一切の権限
14. 上記の登記申請についての復代理人の選任

年 月 日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役



法務省民二第605号
令和4年6月7日

中部電力株式会社

代表取締役 [REDACTED] 殿

法務省民事局民事第二課長 [REDACTED]

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について（回答）

本年5月30日付けをもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を名古屋法務局、同局管内地方法務局、静岡地方法務局及び長野地方法務局に通知しましたので、申し添えます。